

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員・設備基準

(基準省令：「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」より)

(基準省令解釈通知：「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」より)

1 人員に関する基準

職種	資格等	必要な員数	
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士、実務研修修了者、介護職員基礎研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等		・提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上
看護職員	うち1名以上は、 常勤の保健師又は看護師とする	保健師、看護師、准看護師	・常勤換算方法で2.5以上
		P T、O T、S T	・実情に応じた適当数
オペレーター	看護師、介護福祉士等（※）のうち、常勤の者1人以上 ＋ 1年以上訪問看護のサービス提供責任者として従事した者	・利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種、同一敷地内及び道路を隔てて隣接する他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員・訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能	
上記の従業者のうち、1人以上を計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等（※）のうち、1人以上	
管理者		・常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）	

(※) …看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) …介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

※連携型の場合は4を参照

2 設備に関する基準

設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
	利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

3 運営に関する基準（抜粋）

勤務体制の確保等	第3条の30	随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
地域との連携等	第3条の37	おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

4 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例

・連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。

・連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。

- ・看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント
- ・随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ・介護・医療連携推進会議への参加
- ・その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言